

大分県報

令和元年
八月九日

（金曜日）

目次

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………1
監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………1〇

公 告

林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………11

正 誤

令和元年六月七日付け大分県報第一〇号に登載の大分県告示第五十九号（指定予定保安林）中の訂正……………11
令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十五号（指定予定保安林）中の訂正……………11

〇監査公表

監査委員公表第643号

平成31年3月29日付け監査第638号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月9日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
（知事部局・農林水産部）		
農林水産研究指導センター農業研究部 花きグループ	平成30年12月13日	指摘事項 備品の購入について、見積合わせ等で納入業者を決定し、備品が納入され、備品取得登録も終了しているにもかかわらず、支出負担行為を行っていない事例が認められた。 措置状況 直ちに、支出負担行為、支出命令を起票し、支払いを行った。管理担当の職員は、備品経費執行管理表を作成しグループ長、事業担当の職員との間で執行管理を行うようにした。
（教育庁及び教育機関）		
佐伯鶴城高等学校	平成30年10月18日	指摘事項 現金出納事務について、県立学校証明料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が臨時監査において認められ、更に、その後の定期監査においても同様の事例が認められた。 措置状況 収納があった都度現金払込票を作成し、当日入金するようにした。 また、執務室内の連絡用ホワイトボードに現金収納があったことを記載し、更にe-オフィスシステムのカレンダーで月末の現金払込日を事務室で情報共有するよう改めた。
日田高等学校	平成30年9月26日	指摘事項 特殊勤務手当について、対外運動競技等引率指導の業務内容を適切に確認しておらず、手当を誤って支給している事例が前回定期監査に引き続き認められた。 措置状況 直ちに追加支給を行った。

			今後、同手当支給時には、根拠の確認を徹底し、必ず複数の職員によるけん制機能の徹底を行う。
2 注意事項についての措置状況			
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況	
(知事部局・福祉保健部)			
東部保健所	平成30年8月21日から8月23日まで、10月3日	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 衛生委員会等で情報共有し、健康管理を含めた事故防止策を協議した。 また、事故を起こした職員に対して所長による個別面談を実施した。 更に、事故防止のための注意事項等をまとめた資料を作成し、事故発生時の対応方法と併せて全職員に対して周知するとともに、公用車にも配備した。 今後とも、衛生委員会での事故防止策の協議や注意喚起を徹底していく。</p>	
中部保健所	平成30年9月7日、10月12日	<p>注意事項① 現金出納事務について、保健環境手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況① 会計規則に定められた現金の払込期限について認識が不十分だった職員を含め、事務職員に対して現金出納事務に係る研修を実施するとともに、適正な払込処理を行えるよう金庫及び行動予定表に現金払込日を明示し、チェック体制を強化した。 今後とも研修の実施やチェック体制の強化を通じて現金出納事務の適正な処理を徹底していく。</p>	
		西部保健所	
		平成30年9月11日、9月13日、10月22日	
		<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 毎月開催する職場会議において、所属長から全職員に対して、安全運転の励行、交通事故防止の徹底について、繰り返し指導を行っている。 また、地区安全衛生委員会主催の交通安全講習会にも積極的に職員を派遣し、受講させている。 今後とも、会議での指導や交通安全講習を通じて、事故防止の周知を徹底していく。</p>	
		北部保健所	
		平成30年8月20日、8月21日、9月26日	
		<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通事故防止と安全運転の励行については、平素より会議や庁内メールなど、あらゆる機会を通じて職員を指導している。 また、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通安全教育にも取り組んでいる。</p>	

	<p>託できない案件であり、また、法の規定により毎月1回以上の法定点検を実施しなければならぬにもかかわらず、長年にわたり隔月点検を行う旨の委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 構外にわたる高圧配電線路を廃止・撤去するため、公道で分割されたそれぞれの敷地で直接電気を引き込むよう受変電設備等の改修工事を行い、平成31年2月に完成した。</p> <p>これにより、自家用電気工作物保安管理業務を民間業者に外部委託できるようになり、法定点検も隔月実施で法の規定を満たすこととなった。今後も外部委託により、自家用電気工作物を適正に保安管理する。</p>	<p>農林水産研究指導センター林業研究部</p> <p>平成30年9月11日、10月15日</p>	<p>場内施設に設置されている法定点検対象施設以外の消火器について、消防用設備点検業者立会いのもと、配置箇所の確認と消火器点検を平成31年1月31日に行った結果、10年経過し耐圧性能点検が必要な消火器が54本中8本認められた。</p> <p>経済性を勘案し、当該消火器については廃棄し、新規に8本を購入した。</p> <p>今後は法定点検対象施設と敷地内牛舎や法定点検対象ではない施設内の消火器点検を同時に実施することとし、適正な管理に努める。</p> <p>注意事項 現金出納事務について、物品貸付料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況 定期監査の対応準備をする中で運用の誤りに気づき、平成30年5月以降は、月末前日までに領収した物品貸付料は必ず月末に払い込み、月末当日に領収した分のみを翌月初日に払い込むことを徹底している。</p> <p>今後も会計規則の内容を正確に把握し、適正に誤りなく事務を執行するよう努める。</p>
<p>農林水産研究指導センター農業研究部 花きグループ</p> <p>平成30年12月13日</p>	<p>注意事項 現金出納事務について、生産物売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況 月末の前日に、管理担当の職員2人以上で現金の保管状況を確認し、現金保管があれば翌日に銀行に払い込むことを確認する。</p> <p>また、月末日に現金収納があった場合には、当日収納が可能であれば当日に銀行に払い込むが、間に合わなければ、翌月初日の開庁日に払い込むことの確認を2人以上の管理担当の職員で情報共有することとした。</p>	<p>農林水産研究指導センター水産研究部</p> <p>平成30年10月22日、10月23日、11月20日</p>	<p>注意事項 行政財産の目的外使用許可に係る庁舎等管理費について、使用許可している庁舎以外で使用した水道料を含め、過大に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況 本館以外の水道料と下水道料を庁舎管理費の算定に含めていた時期を確認し、それらを除外のうえ、適及して再算定を行い、目的外使用許可に係る団体に対し還付を行った。</p> <p>また、平成30年度後期については、適正な事務処理を行った。</p>
<p>農林水産研究指導センター畜産研究部</p> <p>平成30年10月10日、10月11日、11月27日</p>	<p>注意事項 消防用設備について、長期にわたり一部の消火器具の定期点検を実施していなかったほか、製造年から10年を経過した消火器具の耐圧性能点検を実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>		

					今後とも引き続き、適正な事務処理を行う。
玖珠家畜保健衛生所	平成30年9月21日、10月31日				<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通安全に関する職場研修を実施し、事故の原因や事例ごとのリスクについて確認し、交通事故再発防止の注意喚起を行った。 また業務が立て込む等で焦りが生じやすい繁忙期に事故が起きやすいため、余裕をもった運転を心掛ける、運転が不慣れな職員には指導者が同乗して徐々に慣らししていくなど、今後とも交通事故再発防止に努める。</p>
宇佐家畜保健衛生所	平成30年9月14日、11月2日				<p>注意事項 現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況 職員を対象に収入業務にかかる会計規則の研修を行い周知徹底を図った。 金庫横にホワイトボードを設置し、収入の予定を記入することにより、連絡漏れ等の防止を図ることとした。 収入事務担当者は、毎日ホワイトボード及び金庫の保管現金の状況を確認し、指定金融機関への払込漏れがないようにする。</p>
(知事部局・土木建築部)	平成30年8月30日、10月10日				<p>注意事項 玉来ダム建設事務所 大手町駐車場アプリペイトカードについて、年度末に購入した全てを翌年度へ繰越した結果、繰越額が当該年度の使用額を上回るなど、計画的な予算執行が行われていない事例が認められた。</p>
		(教育庁及び教育機関)			
		教育人事課	平成30年8月23日、8月30日、9月5日、9月6日		<p>措置状況 今後は、前年度の利用実績などを踏まえ、年間利用金額を詳細に検討し、適正かつ計画的な予算執行を徹底する。</p>
		中津教育事務所	平成30年8月22日、8月23日、9月26日		<p>注意事項 通信電話料について、前年度の利用に係る通話料を翌年度の予算で支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 再度会計年度の区分を意識し適切に会計処理を行うよう注意する。 特に年度初めの支払いについては会計年度が混在することから、職員全体で会計年度の意識を強くもって相互チェックを行うこととした。</p>
		教育センター	平成30年11月26日、平成31年1月10日		<p>注意事項 非常勤職員の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加算額の算定を誤り、過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。</p>

	<p>今後は根拠確認を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p>	国東高等学校	<p>出発時刻により加算を判断することとした。</p>
<p>九重青少年の家</p>	<p>平成30年10月12日</p> <p>注意事項 特勤勤務手当のうち、特勤勤務手当に準ずる手当について、支給対象期間であるにもかかわらず、手当を支給していなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに追加支給を行った。 今後は年度当初に特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を職員全員で確認し、新採用者、異動者及び年度途中での転居者等で、支給要件を満たす職員がいまいか確認する。 また、支給延長が見込まれる場合は、「特勤勤務手当に準ずる手当支給調書」を教育人事課に提出するとともに、電算入力を行い、給与明細等で支給漏れがないかチェックを行う。</p>	<p>平成30年10月23日、10月24日</p>	<p>注意事項 劇物について、出納簿に受払の記録がされていない事例が散見されたほか、使用簿についても一部の劇物が記録されていないため、当該劇物を使用した日や数量が確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに出納簿・使用簿ともに追加整備した。 今後、出納簿・使用簿を購入・使用の都度整理し、複数の職員で確認することでミスの防止を図る。</p>
<p>大分県立歴史博物館</p>	<p>平成30年10月12日</p> <p>注意事項 非常勤職員の日額報酬について、当該職員が月の中途に死亡退職したにもかかわらず、月末まで当該報酬を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。 今後、関係規則等による根拠の確認を徹底するとともに、複数の職員でチェックを行うこととする。</p>	<p>平成30年11月8日</p>	<p>注意事項① 浄化槽の保守点検・清掃等に関する委託契約について、浄化槽清掃業の許可を有していない者と契約を締結し、実際の清掃業務は契約書等に記載のない別の清掃許可業者が行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況① 浄化槽の保守管理業務委託契約書（契約期間：平成29年10月1日から令和2年9月30日まで）に、「清掃については有資格者が行う」旨記載し、許可書の写しを添付した。 今後は、契約締結の際、清掃を行う業者を確認し、契約の相手方と清掃業者が異なる場合は、その旨を契約書に記載のうえ、許可証の写しを添付することとした。</p>
<p>高田高等学校</p>	<p>平成29年9月28日</p> <p>注意事項 修学旅行引率の旅費について、早朝出発による旅行雑費の加算を誤り過小に支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成29年度以降、他の所属の取扱も参考に、</p>	<p>日出総合高等学校</p>	<p>注意事項② 学校農場の水道料について、年々急激に増大しているにもかかわらず漏水対策等の措置が十分に講じられていない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 平成30年12月3日に、再度漏水調査を行い、地中4箇所で漏水の疑いがある箇所を発見し、</p>

		4箇所のうち3箇所は12月22日までに修繕が完了した。残り1箇所は、漏水調査専門業者が調査を行ない、漏水がないことが判明した。引き続き、水道量の検針結果を注視し、異状がある場合は原因究明を行い、速やかに対応する。			
別府翔青高等学校	平成30年12月13日	<p>注意事項</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済に係る給付金について、市の医療費助成制度を利用しているかどうかの確認を十分に行わなかったため、給付金を過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済に係る給付金の返納手続を行った。</p> <p>今後は、公費負担医療制度欄の記入の徹底を図るとともに、記入漏れを防ぐために注意喚起の用紙を配布することとした。</p> <p>また、給付金申請書類等を複数の職員で確認する体制を整備した。</p>			
大分工業高等学校	平成30年12月12日、平成31年1月18日	<p>注意事項</p> <p>教育財産の目的外使用許可に係る庁舎等管理費について、水道料に係る応分の額を含めずに算定したことから過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>教育財務課から平成30年3月に庁舎管理費の徴収について事務の徹底を図る旨の通知を受け、平成30年度から取扱いを改めた。</p> <p>目的外使用許可の取扱いは、今後、同様の事例が生じないよう根拠を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p>	情報科学高等学校	平成30年11月1日、12月11日	<p>措置状況①</p> <p>直ちに徴収を行った。</p> <p>行政財産目的外使用許可台帳による管理を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p> <p>注意事項②</p> <p>学校プールに使用する水道について、教諭が水質改善等を目的にプールの給水を例年とは異なり頻回に行っていたほか、プール水道栓の閉栓を失念していたことなどから多額の水道料金が発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>プール管理委員会を新たに設置し、異状が発生した場合は、当該委員会において、原因究明及び対策を実施することとした。プールの給水は、複数の職員で行うこととした。</p> <p>注意事項</p> <p>教育財産の目的外使用許可に係る庁舎等管理費について、水道料に係る応分の額を含めずに算定したことから過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>教育財務課から、平成30年3月、庁舎管理費の徴収について事務の徹底を図る旨の通知を受け、平成30年度から取扱いを改めた。</p> <p>目的外使用許可の取扱いは、今後、同様の事例が生じないよう根拠を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p>
大分豊府高等学校	平成30年11月15日、12月17日	<p>注意事項①</p> <p>教育財産の目的外使用料について、各年度の開始前に徴収するとされているにもかかわらず、徴収していない事例が認められた。</p>	由布高等学校	平成30年11月6日	<p>注意事項</p> <p>現金出納事務について、県立学校証明料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>

	<p>会計規則の再チェックや情報の共有化を事務室職員で確認した。 学校の事情による収納時期の決定ではなく、会計規則に則った運用を行い、事務室内での確認においてもチェック漏れのないようにした。</p>	<p>中津東高等学校</p>	<p>平成30年10月16日、10月17日、11月29日</p>	<p>注意事項① 県立高等学校授業料について、平成26年4月1日前から引き続き高等学校に在学中、標準修業年限を超えていない生徒に対しては、授業料を徴収しないとされているにもかかわらず、高等学校等就学支援金の支給や、授業料を徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況① 誤徴収した生徒へは返還し、国庫支出金についても既に返還済みである。引き続き、就学支援金制度について研さんに努める。</p> <p>注意事項② 通勤手当に係る特別料金等加算について、通勤手当額を調整する必要がないにもかかわらず、高速道路の利用要件の解釈を誤ったため減額している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 直ちに追給処理を行った。 今後は根拠確認を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p> <p>注意事項③ 特殊勤務手当について、支給対象となる日に行った対外運動競技等引率指導の業務に対して、手当を支給していないなど、過小又は過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 直ちに追加支給及び返納を行った。 今後は、同手当支給時には、根拠の確認を徹底し、必ず複数の職員によるけん制機能の徹底を行う。</p>
<p>佐伯鶴城高等学校</p>	<p>平成30年10月18日</p> <p>注意事項 特殊勤務手当について、支給対象とならない職員の修学旅行等引率指導の業務に対して手当を支給していたほか、対外運動競技等引率指導業務手当及び部活動手当について、過大又は過小に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに追加支給及び返納を行った。 今後は、同手当支給時には、根拠の確認を徹底し、必ず複数の職員によるけん制機能の徹底を行う。</p>			
<p>日田三隈高等学校</p>	<p>平成30年9月26日</p> <p>注意事項 特殊勤務手当について、部活動指導業務の実施時間に応じた単価を適用すべきところ、適用を誤ったことから、手当を過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。 今後は、同手当支給時には、根拠の確認を徹底し、必ず複数の職員によるけん制機能の徹底を行う。</p>			
<p>日田林工高等学校</p>	<p>平成30年9月25日</p> <p>注意事項 通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。 今後は根拠確認を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p>	<p>由布支援学校</p>	<p>平成30年10月31日</p>	<p>注意事項 スクールバス運行業務委託について、運行要領で規定された運転手の作成する運行前点検表</p>

		等が作成されていないなど、契約事項が適正に履行されていない事例が確認された。			措置状況 必ず領収日当日中に事務担当者に現金を引き渡すよう、各担当教員に周知徹底した。
		措置状況 受託業者から、健康診断書等の提出を求め、日常点検表等を作成した。 今後は、運行要領を十分確認し、適切に事務処理を行うよう務める。			注意事項 特別支援教育就学奨励費について、付添人認定要件の確認が不十分であったことから、交通費を過小に支給している事例が認められた。
臼杵支援学校	平成30年12月19日、平成31年1月18日	注意事項 特別支援教育就学奨励費について、保護者等が自家用車を使用する場合の交通費の算定にあたり、通学距離の確認が不十分であったことから、交通費を過大に支給している事例が認められた。			措置状況 対象者全員分を再度計算し、該当者には追加給付を行った。 特別支援教育就学奨励費制度について、学校事務職員間で研さんに努め、再発防止に努める。
		措置状況 対象者全員について再確認し、過大支給の該当者は既に返納を行った。 今後同様の事例が生じないよう、主任、副主任による確認を行うなど、再発防止に努める。			注意事項① 修学旅行の旅費について、実際の宿泊代が、通常の県外旅費の取扱いにより算出される旅費の宿泊料を超えており当該宿泊施設の宿泊代相当額を支給すべきところ、通常の宿泊料を支給していた事例が認められた。
南石垣支援学校	平成30年12月20日	注意事項 物品購入契約について、平成29年度中に納品された物品を翌年度の予算で支払っている事例が認められた。	中津支援学校	平成30年10月10日、11月13日	措置状況① 直ちに追給処理を行った。 今後は旅費取扱要領による根拠確認を徹底し、必ず複数の職員で確認する。
		措置状況 物品等の購入について、発注や納品の実態を踏まえ再度会計年度の区分を意識し、適切に会計処理を行うよう注意する。 特に年度初めの支払いについては、会計年度が混在することから、職員全体で会計年度の意識を強くもって相互チェックを行うこととした。			注意事項② 通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が支給要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を調整していなかった事例や、通勤手当額の調整の算定を誤り、調整額が過大又は過小になっていた事例が認められた。
新生支援学校	平成30年11月6日	注意事項 現金出納事務について、生産物売払収入として領収した現金の出納表への記載が遅延したこと、収納金の払込みが会計規則に定められた期間を超えている事例が認められた。			措置状況② 直ちに追給処理及び返納を行った。

令和元年八月九日

大分県報（監査公表）

	<p>今後は根拠確認を徹底し、必ず複数の職員で確認する。</p>	<p>佐伯警察署</p>	<p>関係簿冊で再確認を行い、ミスの防止を図る。</p>
<p>（警察本部）</p>	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事故発生後、当該事故を起こした職員に対して、署幹部が交通事故防止の面接指導を実施した。 また、署員に対しては朝礼時に副署長が事故の発生要因及び注意事項を含め公用車事故の再発防止の指導教養を実施した。 今後も引き続き、朝礼や例会等を通じて、交通事故防止の教養を反復・継続して実施するほか、安全運転教養訓練を行い署員の交通安全意識の高揚に取り組んでいく。</p>	<p>平成30年10月22日、11月20日</p>	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事故発生後、当該事故を起こした職員に対して、署幹部が交通事故防止の面接指導を実施した。 また、署員に対しては朝礼時に副署長が事故の発生要因及び注意事項を含め公用車事故の再発防止の指導教養を実施した。 今後も引き続き、朝礼や例会等を通じて、交通事故防止の教養を反復・継続して実施するほか、安全運転教養訓練を行い署員の交通安全意識の高揚に取り組んでいく。</p>
<p>大分中央警察署</p>	<p>平成30年11月26日、11月27日、12月21日</p>	<p>臼杵津久見警察署</p>	<p>注意事項 猟銃安全指導委員の報償費について、平成29年度に事業を実施しているにもかかわらず、翌年度の予算で支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 予算執行を伴う事業については、幹部会議等において、当該事業の年間計画を主管課長から会計課長へ事前に情報提供するとともに、事業実施時には事業実施向いや通知文書等で会計課長合議を徹底する。 また、会計課では予算の措置状況を再確認し、適正な予算執行に努める。</p>
<p>大分東警察署</p>	<p>平成30年11月13日、12月21日</p>	<p>監査委員公表第644号</p>	<p>平成31年3月29日付け監査第640号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。 令和元年8月9日</p> <p>大分県監査委員 首 藤 博 文</p>
<p>注意事項 長期臨時職員の休暇欠勤処理において、年次有給休暇の付与を誤り、本来、欠勤とすべきところを年次有給休暇として処理し、賃金を過払いしている事例が認められた。</p> <p>措置状況 誤って付与した年次有給休暇については、欠勤処理を行ったうえ、既に支給した賃金を返納処理した。</p> <p>今後は、休暇等に関する規程を理解し、総務課においては、長期臨時職員を採用した際は任用期間を確認のうえ、年次有給休暇を付与できる時期と付与日数について誤りがないように算出し、年次有給休暇簿に記載する。 また、主管課の幹部は、当該長期臨時職員に対して、配置時に年次有給休暇を付与できる時期と付与日数について説明を行い、付与する際は決裁で残日数を確認する。</p>	<p>平成30年12月19日、平成31年1月23日</p>	<p>平成31年3月29日付け監査第640号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。 令和元年8月9日</p> <p>大分県監査委員 首 藤 博 文</p>	

<p>注意事項についての措置状況</p>	<p>大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 三 浦 正 臣 大分県監査委員 小 嶋 秀 行</p>										
<p>監査対象機関 (知事部局・福祉保健部)</p>	<p>監査実施日 監査結果の注意事項及びその措置状況</p>										
<p>西部保健所地域福祉室</p>	<p>平成31年1月29日</p> <p>注意事項 通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 指摘後直ちに集中化所属の総務担当班及び地域福祉室の職員に対し、通勤手当の適正な事務処理について改めて周知を図った。 今後は、地域福祉室及び集中化所属の班総括等が毎月通勤手当の状況を確認するなど、双方によるチェック体制を確立する。</p>										
<p>○公 告</p>											
<p>林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。 令和元年八月九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 講習会の日時及び場所 1 日時 令和元年九月四日 午前十時から 2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館 八階 八一会議室</p> <p>二 講習内容 1 種苗に関する法令 二時間 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間</p>											
<p>三 受講申込書の受付期間及び提出先 講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を令和元年八月二十八日まで住所を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部又は大分県農林水産部森林整備室に提出すること。</p> <p>四 講習手数料 講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千元の大分県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。</p> <p>五 その他 受講者は、筆記用具を持参すること。</p> <p style="text-align: center;">○正 誤</p>											
<p>令和元年六月七日付け大分県報第一〇号に記載の大分県告示第五十九号（指定予定保安林）中の訂正</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>上</td> <td>右から十四</td> <td>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</td> <td>(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</td> </tr> </table>		ページ	段	行	誤	正	二	上	右から十四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
ページ	段	行	誤	正							
二	上	右から十四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。							
<p>令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に記載の大分県告示第六十五号（指定予定保安林）中の訂正</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>上</td> <td>右から十四</td> <td>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</td> <td>(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</td> </tr> </table>		ページ	段	行	誤	正	三	上	右から十四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
ページ	段	行	誤	正							
三	上	右から十四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。							
<p>大分県報（監査公表・公告・正誤）</p>											